東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 深澤 祐二殿

> J R東日本輸送サービス労働組合 中央執行委員長 佐々木 宏充

「現業機関における柔軟な働き方の実現について」 に関する緊急解明申し入れ

2021年5月26日「現業機関における柔軟な働き方の実現について」と題し、事前協議や情報提供など一切行われないまま、突如として提案がされました。

提案時には、現業機関として新設される「統括センター」および「営業統括センター」の 設置に関する基準や支社ごとの設置数、社員説明をはじめとした実施スケジュールなどの 説明を求めましたが、会社は「現在、検討中、これから検討、調整していく」という回答を 繰り返すにとどまり、会社が成案になったから提案を行ったと述べたにも関わらず具体的 な内容は明らかになりませんでした。

JR東日本の世代交代期を迎える現在、本来業務を継続していくことの上に知識・技能を蓄積する経験労働と安全意識を兼ね備えた人材育成を行うことが急務な課題であり、その実現こそが会社の持続可能な成長と発展に繋げることができると考えます。しかし、現在進められている「新たなジョブローテーション」「相互運用」「兼務発令」「多様な働き方」などの施策においては、社員の成長意欲に主眼が置かれた業務の多能化が積極的に進められています。私たちは「働き方改革」という美名のもとに、フレキシブルな働き方、業務の融合に注力するあまり、経験労働と安全意識を兼ね備えた人材育成が疎かになってしまうことに危機感を抱いています。

また「エリア」で要員を管理することになれば、必要なところに必要な要員を容易に配置することが可能になり、人事異動と要員の配置の概念が大きく変更されることにもなります。その意味では「少ない社員数で業務を回す」ための有効な人事管理の方法なのかもしれません。しかし、背景には、赤字脱却のためのコスト削減の側面としての施策であると明け透けに見えていることからも、そのような邪な考えに基づいたものには賛同することはできません。さらに、鉄道を生業とした J R東日本において、この本業が「副業」とされるようなものであってはなりません。なによりも、優先されるべき事柄は安全・輸送サービスレベルの向上が図れる施策を実現していくことに他ならず、それらの実現を図ることが労使の責務であると言えます。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準 じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧か つ具体的速やかに回答をすることを強く要請します。

- 1. 2020年度期末決算において J R 東日本初の最終赤字を計上されている中で、今施策を 実施する意義を明らかにすること。
- 2. 今施策実施において、安全・輸送サービスの向上に資するのか、また「究極の安全」に対する考えと今施策との整合性、関係性を明らかにすること。
- 3. 【R東日本の喫緊の課題である世代交代に対する考え方を明らかにすること。
- 4. 「設備部門におけるメンテナンス体制の再構築(設備21)」や「グループ会社と一体となった業務体制の構築」等の各系統において実施した効率化施策に対する実績と評価を明らかにすること。
- 5. 「統括センター」および「営業統括センター」の新設と現在の現業機関との全社的な配置ならびに設置箇所に対する考え方を明らかにすること。
- 6. 「統括センター」および「営業統括センター」の新設および職名の統合に伴い、一般職と 管理職の業務区分を明確にすること。また、管理者の配置規模についての考え方を明らかに すること。
- 7. 「統括センター」および「営業統括センター」に、支社・グループ会社・車両センター・ 技術センター等が属さない理由を明らかにすること。
- 8. 「統括センター」および「営業統括センター」の新設に伴い、営業部ならびに運輸車両部 (運輸部)の役割を明らかにすること。
- 9. 今施策を実施するにあたり、手当の見直しを行う具体的な根拠を明らかにすること。
- 10.「フレキシブル欠勤 (無給)」を新設する目的を具体的に明らかにすること。
- 11.「業務の融合」が示されていることに踏まえた支社ならびにグループ会社の再編の考え方を明らかにすること。
- 12.「業務の融合」における担務指定および担当業務間の運用の在り方と「新たなジョブローテーション」との関連性を明らかにすること。また、働き方改革の一つとして「新たなジョブローテーション」の他に「兼務」や「相互運用」を実施する中で今施策を行う根拠を明らかにすること。
- 13.「新たな再雇用制度(エルダー社員制度)」について、見直し等が発生するのか考え方を明らかにすること。

- 14. 労働基準法や労働安全衛生法等の適用にあたって、事業場の考え方に変更があるのか明らかにすること。
- 15. 対象箇所の選定や社員説明等の施策実施までのスケジュールを明らかにすること。

以 上